

令和1年度 過労運転防止機器	令和5年度 過労運転防止機器
一般乗合旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業
一般貸切旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業
一般乗用旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業
特定旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業
一般貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業
又は特定貨物自動車運送事業を営業者	又は特定貨物自動車運送事業を営業者のものであって、以下のいずれにも該当する者。
	ア、中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（※）、中小企業等協同組合法第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又は企業組合である者（以下「中小企業等」という）。
	運輸業における中小企業者は、以下のいずれかを満たすこと。
	・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
	・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
	イ、申請する日から過去3年の間において、行政処分（道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法のいずれかに基づくもの。ただし、警告及び勧告は含まない。）を受けていない者。
	ウ、申請時点において、機器を取り付ける車両の所属する営業所の届出（認可）総車両台数が5両以上である者（個人タクシーは除く。）
②①に該当する者にITを活用した過労運転防止のための機器を貸し渡す者（リース事業者）	②①の事業を営む者にITを活用した過労運転防止のための機器を貸し出す者（リース事業者）。
	5. 申請者 補助金を申請できる者は、以下の各号における要件を満たさなければなりません。ただし、補助対象事業者がリース事業者にあつては、次の①、④、⑥、⑦、⑧及び⑨は、貸渡し先の自動車運送事業者とします。また、⑧、⑨については補助金優先採択（※）を希望する補助対象事業者が満たす要件となります。 ※ 補助金優先採択とは、自動車事故対策補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）の申請受付期間において、申請多数により一部申請を不採用とする必要がある場合に令和5年度に賃上げに取り組むことを表明している申請者を優先的に採択するもの。
	① 旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標、計画を策定していること。
	② 補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と補助金の適用を受けた場合の料金の総額が、補助金額以上であること。
	③ 補助対象事業者がリース事業者である場合は、補助対象となる機器のリース期間が原則として5年以上とし、リース契約期間が5年を満了していない場合は、その契約期間満了後も取得から5年を満了するまでの間補助対象となる自動車運送事業者に当該機器を確実に貸渡すことが見込まれていること。
	④ 同一事業において、国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けないこと。
	⑤ 2.（5）の導入対象期間内であつて申請の時点において当該補助対象機器をし取り付けを行ったうえで支払いまで終了（事業完了）していること。
	⑥ 補助対象機器の車両への取付方法及び補助対象機器が取り付けられた車両が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める基準に適合していること。
	⑦ 補助事業完了後、国土交通省（国土交通省からの委託を受託した者を含む）より補助事業実施、効果等に係る調査を行う場合には、当該調査に全面的に協力すること。
	⑧ 申請を行う年度の事業年度において、対前年度比で「給与総額」を1.5%以上増額させる旨を従業員に表明するとともに、〇〇の賃上げ実績を示す書類を提出すること。
	⑨ 申請を行う年度の事業も暦年において、対前年比で「給与総額」を1.5%以上増額させる旨を従業員に表明するとともに、〇〇の賃上げ実績を示す書類を提出すること。